

島根県特定不妊治療費助成事業

島根県では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費（保険適用外）の一部を助成しています。

拡充のポイント

所得制限：撤廃

助成額：1回 上限30万円

助成回数：1子ごと 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）

対象者：法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実婚関係にある夫婦

対象となる方

○治療開始時点で法律上の婚姻または事実婚関係にある夫婦であり、島根県内（※）に住所がある方（夫、または妻の一方でも可）

※ 松江市にお住まいの方は、事業実施主体が松江市となるため、松江市にお問い合わせください。

○指定医療機関において、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断された方

○治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満であること（※）

※ただし、令和2年度、令和3年度はコロナ特例により一定期間治療を延期した場合は時限措置として年齢要件が緩和されています。令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合は、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り対象者とします。

治療区分ごとの助成額・通算助成回数

			特定不妊治療	男性不妊治療
治療区分	A	新鮮胚移植を実施	上限：30万円	上限：30万円
	B	凍結胚移植を実施		
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	上限：10万円	対象外
	D	体調不良等により、移植のめどがたたず治療終了	上限：30万円	上限：30万円
	E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止		
	F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止		
助成回数	1子ごとの申請にかかる治療期間初日における妻の年齢が 40歳未満：1子ごと 6回まで 40歳以上43歳未満：1子ごと 3回まで * 出産(死産を含む)した場合回数をリセットできます（現在の助成回数は、最寄りの保健所で確認できます） * 1回の治療とは、排卵準備のための投薬開始から妊娠確認日（妊娠確認をしない場合は投薬終了日までとしています）			

申請の方法

○1回の治療が終了した日の属する年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に、受診等証明書に治療を受けた指定医療機関で証明を受け、申請書及びその他必要書類と合わせて、最寄りの保健所まで持参、又は郵送により提出してください。

助成回数の例

❖ 第2子以降の出生のための治療開始時の妻の年齢が40歳未満



❖ 第2子以降の出生のための治療開始時の妻の年齢が40歳以上



提出書類

① 島根県特定不妊治療費助成申請書（様式第5号）

・申請書の「申請者」欄と振込先の「口座名義人」は同一の方を記入してください。

② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第6号）

・治療を行った指定医療機関で証明を受けてください。

③ 医療機関等発行の領収書（原本）

- ・申請額等を確認するために提出が必要です（確認後返却します）。
- ・対象となるのは、治療期間内の医療保険適用外の領収書に限ります。
- ・主治医の指示による指定医療機関以外の医療機関での診療分や薬局での調剤分の領収書を提出する場合は、診療明細、調剤明細等の内訳がわかるものを添付してください。

④ 口座振替申出書

・一度提出されますと振込先の金融機関や名義人の住所の変更等がない限り、2回目の申請以降の提出は不要です。

⑤ 法律上の婚姻関係にあること（※1）及び子の出生日を証明できる書類（※2）（戸籍謄本）

- ・初めて申請する場合、及び出生を事由としたリセットの申請の場合は必ず提出が必要です。
 - ・2回目以降の申請時は、住民票の写しに戸籍の筆頭者及び続柄が記載されている場合は省略できます（夫婦の住所が異なる場合、事実婚関係の場合は省略できません）。
- （※1）事実婚の場合は夫婦それぞれの戸籍謄本、事実婚関係に関する申立書（様式第9号）が必要です。
- （※2）死産を事由としたリセットの申請の場合は事実を確認できる書類（死産届の写し等）が必要です。

⑥ 住所を確認することができる書類（住民票の写し）

- ・夫婦の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄が記載されているもの。コピー不可）。
- ・別居の場合、事実婚関係の場合は、それぞれ必要です。（この場合、戸籍謄本も必要です）
- ・個人番号（マイナンバー）の記載はしないようご注意ください。

⑤⑥の書類は、各市町村役場で発行できます。（3ヶ月以内に発行したものを有効とします。）

その他の様式は各保健所でお取り寄せ、又は島根県ホームページから印刷することができます。

お問い合わせ・申請窓口

松江保健所 健康増進課 電話 0852-23-1314	雲南保健所 健康増進課 電話 0854-42-9637	出雲保健所 健康増進課 電話 0853-21-8785
県央保健所 健康増進課 電話 0854-84-9820	浜田保健所 健康増進課 電話 0855-29-5552	益田保健所 健康増進課 電話 0856-31-9546
隠岐保健所 総務医事課 電話 08512-2-9701	島前保健環境課 電話 08514-7-8121	

松江市に住所がある方はこちらにお問い合わせください

松江子育て支援課 TEL：0852-55-5326

島根県健康福祉部健康推進課

TEL：0852-22-6130 E-mail：kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp

島根県ホームページ 「島根県 特定不妊」で検索

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/hoken/tokuteifuninchiryout.html>